

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について（素案）に関する意見募集の結果について

平成 30 年（2018 年）12 月 12 日～平成 31 年（2019 年）1 月 11 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

（1）提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール		
4	所管課への直接提出		
5	その他	2	4
	合計	2	4

（2）市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	2	4
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	合計	2	4

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	全体を通じて	<p>「市民主体のまちづくりを進める」ためには、先ず市の職員の意識と職務が課題と考えます。主体としての市民を育てるための手立てを、この間どれだけ果たしてきたかは大変疑問です。</p> <p>「それぞれのまちに積極的に関わり、事情や課題を市民と共有し、解決に向けお互いの役割を分担して取り組む」ことがこの基本条例の基であると考え、現在の市の姿勢は全く真逆に見えます。平成5年豊中駅前まちづくり協議会（豊中駅前まちづくり推進協議会の前身）は改正前のまちづくり条例に基づき第1号に認定されました。この条例に基づき「豊中駅前まちづくり構想」を市長に提案、2年後には市からは「豊中駅前まちづくり基本方針」が提示されました。それから20年余り放置されたままです。その間駅前にはマンションが林立し大きく変わりました。しかし、まちづくり構想の柱である「ゆっくり楽しくあるきまわれるまち」には程遠く課題はそのままになっています。</p> <p>一つ一つ丹念に信頼関係を作り上げながらまちの課題を市と協働で解決していく取り組みの積み重ねが、市民が主体、行政が応援する『地域自治組織』を形成すると考えます。</p> <p>「自治基本条例」の根幹は「市民自治」です。その主体が既存の地域組織の寄せ集めでは形成されません。まちを愛しまちの将来を考える強い意志を持った市民の集合体こそが主体となると考えます。条例により認定され市民主体のまちづくりを進めてきたまちづくり協議会との話し合いは自治基本条例の作成過程から現在まで殆どなかった経緯を振り返ると、素晴らしい自治基本条例を前に、市には猛省を促したいと思います。</p> <p>自治基本条例の基本理念を実現するためには、市民の生活・人生がかかっている地域社会を支える行政が、システムの運用を形式的に、こなさず、やっているふりをせず、本気で自治を支援する行政活動に取り組んでもらう必要があります。我々も、同様に、突き詰めて本気で取り組んで参りたいと考えています。</p> <p>昨年の新市長の誕生を契機に、市の姿勢を大きく転換されることを心から願います。</p>	<p>承りましたご意見を踏まえ、自治基本条例の定める市民主権の理念のもと、市民・事業者と市がお互いを尊重し、話し合いを積み重ねていくことで、市民が主役のまちづくりが進むよう、より一層努めてまいります。</p> <p>また、地域自治組織の形成及び活動につきましては、地域の特色を生かした取組みを引き続き支援しながら推進してまいります。</p>

2	<p>p.2 【前文】</p>	<p>日本国は自由主義・民主主義の国であるわけで、そもそも憲法の3大義務以外に設けようとするところが憲法違反の恐れがあると思う。近年、自治会の強制加入等が最高裁で争われ、強制加入は公序良俗違反で違法であることが確定している。</p> <p>それにも関わらず、地域に課題を持たせどかどうして上から目線的な前文があるのか不思議でならない。</p> <p>かつての日本共産党が主張していた条例ではなく憲章に留めるべきである。</p>	<p>(No.2~4)</p> <p>自治基本条例は、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、制定されました。今後この条例に基づき、市政運営に取り組んでまいります。</p>
3	<p>p.4 【第4条 市民の責務】</p> <p>p.5 【第7条 市議会の責務】</p> <p>p.10 【第11条 職員の責務】</p>	<p>市職員の責務</p> <p>地公法及び登用される際、職務の宣誓をしているはずである。</p> <p>それこそが最高法規たる憲法に関連した個別法で対応しているのだから、わざわざ条例にする必要性はないし、そもそも憲法の趣旨から逸脱するのであって、違法であり違憲である。また、市職員が職務外で地域の課題について興味を持とうが持たまいが、自由である。例えば、災害時について内規等を定める程度でよいのではないか？</p> <p>余り、職員に対して過度な要求は、勤労者たる職員に対して失礼極まりない。</p> <p>市会議員の職務</p> <p>法で定められている以外に彼らを縛り付けることは違法であり違憲である。</p> <p>市民の責務</p> <p>憲法の3大義務以外に義務を課すことは違法であり違憲である。</p>	

4	p.1 自治基本条例について p.39 【第 30 条 市民投票】	<p>投票条例は、地自法に則り、やはり議会に諮ることが必要であるのに対し、豊中市のそれは二元代表制を否定していると受け取りかねない。また、今のところ外国人参政権は国政であっても地方であっても違憲であるので、そもそも地自法の投票条例以外に設けることは違法であり違憲であるので不必要である。</p> <p>最高規範については、最高規範は豊中市域であっても自治基本条例ではなく日本国憲法である。</p> <p>したがって、この条文は違法であり違憲あるから、即時に廃止すべきと考える。</p> <p>また、地自法第 138 条の 4 の第 3 項違反を繰り返してきた豊中市は未だに議会に諮り条例化をしていて適法状態であると考えているかもしれないが、そもそも御用市民を交えて第三者委員会など必要最低限にすべきである。それは、市長や理事者等が御用市民様にお墨付きをもらったからやりますと無責任極まりない行政運営であると考ええる。</p> <p>二元代表制を大事にし、市長の政策が正しいか正しくないか、我々が負託した市議会議員がやるべきで、それは市民ではない。</p>	
---	--	---	--